

6

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査しました。

【審査の結果】

1 東京都健全化判断比率（平成21年度）審査

東京都の健全化判断比率について検証した結果、**算定に誤りのないことが認められました。**

2 東京都資金不足比率（平成21年度）審査

東京都の資金不足比率の対象となる東京都の13会計について、資金不足比率を検証した結果、**算定に誤りのないことが認められました。**

7

住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査します。

平成22年は、11件の請求があり、処理を行いました。

住民監査請求には、対象となる行為が定められているほか、請求できる期間に制限があるものがあります。

【住民監査請求に関するお問合せ】

東京都 監査事務局 総務課 調査係

電話 03(5320)7015〈直通〉 FAX 03(5388)1765

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎北塔40階

◎住民監査請求事務の流れについては、18ページをご覧ください。